5 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

京都厚生年金 事案 2843

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、昭和64年1月から平成元年9月までは16万円、同年10月から2年9月までは17万円、同年10月から3年7月までは18万円、同年8月から4年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和64年1月1日から平成4年10月1日まで A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際の給与に比べて低く記録されている。当時の経理事務担当であった元先輩から、当時会社が滞納していた社会保険料の解決を図るため、申立期間の標準報酬月額について、遡及して引き下げられたようだと聞いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和64年1月から平成元年9月までは16万円、同年10月から2年9月までは17万円、同年10月から3年7月までは18万円、同年8月から4年9月までは28万円と記録されていたところ、6年3月30日に標準報酬月額の訂正が行われたことが確認でき、その結果、申立期間に係る標準報酬月額が、昭和64年1月1日に遡って8万円と引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社に勤務していた者のうち、申立人以外の6人の被保険者について、申立人と同様、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、A株式会社の経理担当であった元役員は、「申立期間当時、会社は社会保険料を滞納しており、社長が何回も社会保険事務所へ行き、その後、社会保険料の問題は解決したと言っていたことから、標準報酬月額を遡って引き下げ、滞納保険料に充当したのではないか。実際には給与支給額は下げておらず、訂正前の標準報酬月額が、実際の報酬月額に相当する。」と供述している。

また、A株式会社に係る商業登記簿により、申立人は、平成元年2月6日に同社の取締役に就任していることが確認できるが、申立人は、「名目上だけの取締役で、営業の業務を担当していただけである。」と供述しているところ、上記の経理担当であった元役員及び別の元役員は、申立人は営業だけを担当しており、社長は会社経営について役員に相談するようなことは無く、厚生年金保険の標準報酬月額の引下げについても役員に説明していなかった旨を供述していることから、申立人は社会保険事務に関与しておらず、当該遡及訂正処理にも関与していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る遡及 訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について遡って標準報 酬月額の訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、 当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、 申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務 所に当初届け出た、昭和64年1月から平成元年9月までは16万円、同年 10月から2年9月までは17万円、同年10月から3年7月までは18万円、 同年8月から4年9月までは28万円に訂正することが必要である。

京都国民年金 事案 2578

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から58年10月まで

昭和51年頃、当時、A県B市議会議長をしていた父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はまとめて納付してくれたと聞いていた。父親は既に亡くなり詳細は不明であるが、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はまとめて納付してもらったと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和60年3月にC市D区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により保険料を納付できない期間であり、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳においても申立期間は未納であり、これはオンライン記録と一致する。

また、申立人には、上記の国民年金手帳記号番号とは別番号の同手帳記号番号(*)が昭和51年7月にB市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できるものの、同手帳記号番号払出簿には「資格取消」との記載が有る上、申立人は、当該手帳記号番号により、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳に登載されておらず、国民年金保険料の納付記録は見当たらない。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、前出の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2579

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月

申立期間当時、毎月、夫と同一の口座から口座振替により国民年金保険料を納付しており、口座から引き落としができずに納付書が送付された場合は、遅れてでも納付書により納付していた。夫の分の納付書が送付された場合も私が一緒に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、口座振替により国民年金保険料を納付しており、口座振替されずに納付書が送付された場合には、申立人の夫の保険料と一緒に納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、平成8年3月以降の国民年金保険料をその夫と共に夫名義の口座から口座振替により納付していることが確認できるものの、申立期間について、当該口座の元帳を確認しても夫婦共に申立期間の保険料が引き落とされた形跡は見当たらない。

また、申立期間について、A市では、口座振替により納付している国民年金保険料が納付されなかった場合、翌月に納付書を送付することとしているが、同市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は未納とされていることから、現年度納付されなかったものと考えられる上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫についても、国民年金収滞納リストにおいて申立期間は未納とされている。

さらに、国民年金保険料が現年度納付されなかった場合、社会保険事務所(当時)において過年度納付書を作成し、送付することとなるが、申立期間当時、A市が発行する現年度納付書及び社会保険事務所が発行する過年度納付書は、いずれもコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳 記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の 氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号 番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2580

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から7年2月までの期間、8年7月及び同年8月 の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めること はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月から7年2月まで

② 平成8年7月及び同年8月

私は、会社を退職後の昭和51年5月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に私が金融機関の窓口で納付していた。加入してからこれまで、ずっと保険料を納付又は免除申請を行ってきたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、その夫の分と一緒に申立人が納付又は免除申請していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間に係る平成6年度は「未納」とされていることから、当該年度は現年度納付されなかったものと考えられ、申立期間①の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、口座振替により保険料を納付していることが、同市の収滞納リストにおいて確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間①直前の平成6年4月から同年7月までを8年4月22日に過年度納付していることが、領収済通知書で確認でき、この納付時点で、申立期間①についても過年度納付が可能であるが、年金事務所において、該当する領収済通知書は確認できなかった。

さらに、申立期間②について、A市の国民年金収滞納リストによれば、 申立人の夫は、口座振替により国民年金保険料を現年度納付していること が確認できるのに対し、申立人については、未納とされていることから、 現年度納付されなかったものと推認され、これを納付するには過年度納付 によることとなり、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付していたとする申 立内容と符合しない。

加えて、申立期間①及び②当時、A市が発行する国民年金保険料の現年度納付書及び社会保険事務所(当時)が発行する過年度納付書は、いずれもコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、納付記録が漏れるとは考え難い。

なお、申立期間①及び②について、申立人に係るA市の国民年金収滞納 リスト及びオンライン記録には、免除申請を行った記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付又は免除されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付等の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2581 (事案 2482 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和37年6月頃、職場に来た集金人に国民年金の加入手続をしてもらい、昭和36年度の国民年金保険料は遡って納付し、37年度分以降は、3か月か6か月に一度、同じ集金人に保険料を納付していた。前回の決定には納得できないので、再申立てを行う。

なお、私の申立てを補足するため、新たに知人の国民年金手帳の写し を提出する。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、i)国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月 11 日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認できること、ii)上記の加入手続時点において、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 12 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立ての結果について納得できないとして、再申立てをしている。

しかしながら、前述のとおり、申立人が国民年金に加入したのは昭和 40 年9月頃と推認される上、提出のあった知人の国民年金手帳の写しは、当 委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、その ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める ことはできない。

京都厚生年金 事案 2844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月1日まで 厚生年金保険の加入記録において、株式会社Aに勤務していた期間の うち、申立期間の標準報酬月額が前年よりも下がっている。毎年、給料 は上がっていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務期間を通して、毎年、定期昇給に伴い給与が上がっていた。」と主張している。

しかし、株式会社Aは平成7年10月に解散しており、申立期間当時、親会社であったB株式会社に照会したところ、「株式会社Aの資料は法定保存期間を経過しているため、保管されておらず、申立人に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、株式会社Aの複数の元従業員は、「当時、支給されていた給料の額と標準報酬月額の記録に相違は無い。」と回答しており、申立内容について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の勤務期間である昭和63年8月1日から平成7年6月1日までの期間について、株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者期間を有する女性従業員16人のうち、申立人と同様に前年よりも低い標準報酬月額に決定又は改定されている記録がある者は5人確認でき、申立人の標準

報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。